

<h1>兵庫県公報</h1> <p>平成19年8月28日 号外</p>	<p>発行人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号</p> <p>毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日</p>	 <p>(兵庫県民の旗=県旗)</p>
目 次		
選挙管理委員会告示		
<p>○平成19年2月25日執行の篠山市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決 1</p>		
選挙管理委員会告示		
<p>兵庫県選挙管理委員会告示第60号</p> <p>平成19年2月25日執行の篠山市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決</p> <p>平成19年2月25日執行の篠山市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。</p> <p>平成19年8月28日</p> <p style="text-align: right;">裁 決 書</p> <p style="text-align: right;">兵庫県選挙管理委員会 委員長 柏木 保</p> <p style="text-align: right;">審査申立人 篠山市東新町48番地 鈴木一誠</p> <p>上記審査申立人が提起した平成19年2月25日執行の篠山市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決します。</p> <p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件審査の申立てを棄却します。</p> <p style="text-align: center;">審査の申立ての趣旨及び理由</p> <p>審査申立人（以下「申立人」といいます。）は、平成19年2月25日執行の篠山市長選挙（以下「本件選挙」といいます。）における選挙の効力に関し、同年3月12日に篠山市選挙管理委員会（以下「市委員会」といいます。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は同年4月8日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」といいます。）をしました。</p> <p>申立人は、同年5月21日頃に原決定の内容を知りましたが、原決定の内容に不服があるとして、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行ったものです。</p> <p>その理由は、要約すると次のとおりです。</p> <p>1 選挙公報の発送について 選挙公報を投票所入場券に同封せず別便で配布し、税金を浪費した。</p> <p>2 ポスター掲示場について 市委員会は、ポスター掲示場の虚偽通知を行い、「選挙の自由公正の原則」に違反した。</p> <p style="text-align: center;">裁 決 の 理 由</p> <p>当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人にはこれに対する反論書の提出を求め、審理を行いました。その結果は次のとおりです。</p> <p>1 選挙の無効に係る主張について およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場</p>		

合に限られています。この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これにあたるものではない」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされています。

また、「選挙結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その規定違反がなかったならば、選挙の結果につき、あるいは異なった結果が生じたかもしれない場合」(昭和23年6月26日最高裁判所判決)をいうものとされています。

このような観点から、申立人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断します。

(1) 選挙公報の発送について

投票所入場券は、その事前の交付によって選挙人に選挙の日時・場所を周知させ、かつ、選挙人本人による投票であることの確認を的確・円滑に行うための手段です。

投票所入場券の交付は、法施行令第31条第1項により、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけすみやかに選挙人に交付するように努めなければならないとされています。そして、同条項の趣旨は、告示日の翌日から始まる期日前投票・不在者投票の場合にも選挙人本人による投票であることの確認が行われるものであることから、投票所入場券を選挙人に可能な限り早く届けるように努めるべき義務を定めているというところにあります。

本件選挙において市委員会は、告示日である2月18日(日)の午後(一部は2月19日(月)の午前)に投票所入場券を発送し、2月19日(月)以降、遅くとも2月22日(木)までに各世帯に到着するよう手配しています。

一方、選挙公報は、その原稿が2月18日(日)の午後5時に確定し、その後、掲載順序をくじで決定し、印刷されます(篠山市議会議員及び篠山市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成11年篠山市条例第27号)第4条第2項)。印刷は翌2月19日(月)の正午頃に完了し、市委員会で封筒への袋詰め作業を行った後、2月20日(火)の午後に発送しており、各世帯への到着は最も早く2月21日(火)、最も遅い地域では2月24日(土)となっています。

そのため、市委員会は、告示から投票の期日まで7日間しかなく、期日前投票及び不在者投票が2月19日(月)から始まることからすれば、本件選挙において、同施行令の趣旨を踏まえ、可能な限り早く投票所入場券を選挙人に交付するのが妥当であると判断したところです。

これに対し、申立人は、反論書において、期日前投票・不在者投票に投票所入場券は必ずしも必要なものでなく、選挙人に可能な限り早く届けるよう努める必要はないし法的な義務も全くないと主張します。

しかし、投票所入場券の送付を選挙公報の配布時まで見合わせることを要求すべき根拠も見出し難い上に、法施行令第31条の趣旨は、あくまでも投票所入場券を選挙人に可能な限り早く届けるところにあり、選挙公報を投票所入場券と一緒に選挙人に送付するために選挙人への投票所入場券の送付を遅らせることは、法が当該規定を定めた趣旨に反するものと解ざるを得ません。

従って、投票所入場券をできるだけ早く選挙人に送付することは、法の立法趣旨に適うものであり、選挙事務の執行としても望ましいものと認められる以上、市委員会の対応が違法であるとはいはず、もとより選挙無効事由に当たりません。

なお、平成16年4月25日執行の篠山市議会議員選挙において、本件申立人から同様の主張がなされました。大阪高等裁判所は、市委員会が選挙公報と投票所入場券と一緒に配布せず、投票所入場券をできるだけ早い時期に選挙人に送付することについて「法施行令の趣旨に照らして、もとより正当であったといふべきである」旨判示しており(平成17年11月4日大阪高等裁判所判決)、最高裁判所においても是認されているところです(平成18年3月9日最高裁判所決定)。

(2) ポスター掲示場について

本件選挙において、市委員会がポスター掲示場を設置したのは、法第144条の2第8項に基づいて定められた「篠山市議会議員及び篠山市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」によるものです。

市委員会の弁明書によると、ポスター掲示場は市内359箇所に設置され、市委員会は、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面として、掲示場番号とその所在地、設置場所の状況等を記載した「篠山市長選挙ポスター掲示場一覧表」(以下「一覧表」といいます。)3部と、地図上で設置場所を表示した「ポス

ター掲示場設置箇所図」（以下「位置図」といいます。）1部を各候補者に交付しています。

交付後、申立人の指摘により、掲示場359箇所のうち5箇所について、位置図の表示が一覧表に記載されている場所と異なっており、実際の設置場所と異なる場所を表示していることが判明しました。なお、一覧表の表記は実際の設置場所と一致していました。

申立人は、反論書において、でたらめなポスター掲示場の位置図を候補者に渡した行為は、法第144条の2第5項に違反する旨主張しています。

この点、法第144条の2第10項で準用する同条第5項では「市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする」と規定されており、法施行令第112条の2において、市町村の選挙管理委員会は、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面を交付する等ポスターの掲示に関する便宜の供与に努めなければならないとされているところです。

選挙運動用ポスターは候補者の重要な選挙運動手段の一つであり、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面については、同施行令の趣旨を踏まえ、市委員会において記載誤りがないかどうか等、点検作業を確実に行った上で交付すべきと考えられるところであります。このようなミスは、選挙を執行する上で不適切な点があったといわざるを得ません。

しかしながら、位置図の表示誤りは359箇所のうち5箇所にとどまる上、一覧表の表記は正しいものであったことから、各候補者がポスターを掲示するに当たっての支障はほとんどないと考えられること、また、市委員会は申立人の指摘に対し、一覧表と住宅地図によって正しい場所の説明を行っていることから、選挙の管理執行の手続きに関する明文の規定に違反した、若しくは、選挙の管理執行の手続上、法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとまではいえず、選挙無効事由にあたるとまではいえません。

2 まとめ

よって、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により主文のとおり裁決します。

平成19年8月22日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保